

福井市難聴高齢者（軽度・中等度）補聴器購入費助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、軽度又は中等度の難聴のある高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、聴力の低下による閉じこもりを防止し、コミュニケーションの確保を図るとともに、高齢者の社会参加を支援し、及び介護予防に資することを目的として、予算の範囲内において助成金を交付することに関し、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録された市内の住所に現に居住している者であること。
- （2）申請日時点で65歳以上であること。
- （3）居住する世帯の世帯員全員が住民税非課税である者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受給中である者であること。
- （4）両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であること。ただし、耳鼻咽喉科を標榜する医師（以下「医師」という。）が本事業の趣旨を踏まえたうえで補聴器の装用を必要と認めた場合は、この限りでない。
- （5）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による、聴覚障がいに係る身体障害者手帳の交付を受けていないこと、かつ交付の対象とならないこと。
- （6）医師から補聴器使用の必要性を認められること。
- （7）過去にこの要綱による助成を受けた者にあつては、当該助成の対象となった補聴器の購入日から起算して5年を経過していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者から除外する。

- （1）本市の市税の滞納がある者
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員

（助成対象経費）

第3条 助成金の交付の対象となる補聴器は、管理医療機器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の2の2第1項に規定する認証をいう。）を取得した補聴器及びその付属品（イヤモールド等）とする。

2 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、医師が補聴器の使用の必要性を認める装用効果の高い補聴器（両耳・片耳問わず）及びその付属品の購入に要する費用とする。ただし、診察料、検査料その他の受診に要する費用、文書料、補聴器の修理、保守又は、電池交換に要する費用、付属品のみの購入に要する費用その他市長が助成対象費に適さ

ないと認める経費は、助成対象経費に含まない。

（助成金の額）

第4条 助成対象者に対する助成金の額は、前条に規定する助成対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これは切り捨てる。）以内とし、50,000円を上限とする。

（交付申請）

第5条 助成の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、補聴器の購入前に福井市難聴高齢者（軽度・中等度）補聴器購入費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、毎年1月の最終開庁日までに市長に提出しなければならない。

- （1）医師が申請者の聴力検査等を実施し交付した、難聴高齢者（軽度・中等度）補聴器購入費助成に係る医師意見書（様式第2号）
- （2）前号の医師意見書に基づき、選定された補聴器の管理医療機器番号、購入費用並びに販売事業所の名称及び所在地が確認できる見積書又はその写し
- （3）申請者の本人確認書類（氏名及び生年月日が分かる公的な証明書）の写し
- （4）申請者の属する世帯の世帯員全員の市民税の課税状況等が分かる書類。ただし、市の公簿等により確認できる場合は、この限りでない。
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、福井市難聴高齢者（軽度・中等度）補聴器購入費助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者にその旨を通知するものとする。

（申請内容の変更）

第7条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請の内容について変更が生じたときは、速やかに福井市難聴高齢者（軽度・中等度）補聴器購入費助成金変更交付申請書（様式第4号）に、当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、福井市難聴高齢者（軽度・中等度）補聴器購入費助成金変更交付決定通知書（様式第5号）により当該申請に係る交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び交付請求）

第8条 交付決定者は、交付決定を受けた助成対象経費の支払いが完了したときは、福井市難聴高齢者（軽度・中等度）補聴器購入費完了実績報告書兼助成金交付請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、毎年3月の最終開庁日までに市長に提出しなければならない。

- （1）補聴器の管理医療機器番号、購入費用が確認できる請求書その他これに類する書類又はその写し
- （2）領収金額、領収年月日並びに販売事業所の名称、所在地が記載された領収書又はその写

し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び交付)

第9条 市長は、前条の規定による報告及び請求を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは助成金の額を確定し、福井市難聴高齢者（軽度・中等度）補聴器購入費助成金額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項による通知の後、速やかに助成金を交付するものとする。

(調査等)

第10条 市長は、助成金の交付の前後にかかわらず、必要があると認めたときは、調査を行い、又は交付決定者に報告若しくは書類の提出を求めることができる。

2 交付決定者は、市長から前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付の条件に違反していることが判明したとき。

(2) 虚偽その他の不正な手段により交付の決定を受けたとき。

(3) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこの要綱の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた助成金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。